

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する措置

監査テーマ: 補助金に係る事務の執行について

報告書 ページ	所管課	監査結果に添えて提出された意見	措置の内容
32	財政課	<p>(5) 補助金に係る消費税仕入税額控除の確認について 交付先が消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の課税事業者である場合、補助事業等に係る課税仕入れに伴い、消費税仕入控除税額が発生することとなる。そのため、仕入控除税額と補助金交付が重複しないよう、課税仕入れに係る消費税等相当額について、補助対象経費から減額する必要がある。 県は、補助金交付要綱上、交付申請時及び実績報告時に補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、その額を減額して申請又は報告することを求め、さらに、実績報告提出後、消費税等の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定し返還が必要である場合、報告書の提出を求めることとしている。 しかし、一部の補助金で、補助金交付要綱上これらを規定しておらず、かつ、ヒアリング等で補助金に係る仕入控除税額の有無の確認等も行われていなかった。県は、補助金交付要綱へのこれらの条項の整備を徹底する必要がある。 また、このことが徹底されず、補助金に係る消費税仕入控除税額が発生したにもかかわらず交付先から報告されない場合、県は把握することができず、仕入控除税額と補助金交付が重複してしまう可能性がある。よって、消費税等の申告により返還が必要と確定した場合ではなく、返還の要否にかかわらず必ず消費税等の申告後に所定の報告書を県に提出する仕組みとすることを検討されたい。</p>	<p>平成22年3月30日付けで庁内に発出した「補助金等に係る事務の適正な執行の徹底について」において、補助金に係る消費税仕入税額控除に関する規定の必要性を示している。 令和2年4月1日に、改めて上記通知を各部署に周知し、補助金交付要綱への規定の漏れがないよう担当部署及び財政課職員の複数人による確認を徹底している。</p>
69	エネルギー政策推進課	<p>7 再生可能エネルギー発電事業等促進資金利子補助金 (2) 中小水力発電に係る目標設定について 中小水力発電は、県のエネルギー戦略の開発目標において令和12年度の開発目標2.0万kwと設定しているが、平成30年度末に進捗率100%を達成し、当該分野の補助目標は達成したとも考えられる。 今後も中小水力発電を補助対象とする場合、中小水力発電としてどの程度開発し、どの程度の補助金額が必要となるのか、目標を設定することが必要であると考ええる。</p>	<p>令和元年度包括外部監査での意見や令和2年度に向けた事務事業の見直しに伴い行った再生可能エネルギー発電事業に係る利子補助金についての全国調査結果※を踏まえて、令和2年度から段階的に本補助事業を終了することとした。 ※補助を行っているのは7県(東北では本県のみ)で、補助制度を有していない県でも再生可能エネルギー設備の導入が進んでいる状況であった。</p>
155	国際人材活躍・コンベンション誘致推進課	<p>43 山形県国際交流協会事業費補助金 (3) 自主財源の確保について 当補助金は運営費補助であり、当該交付先の維持・存続を補助する前提として、自主財源確保のための取組みについて指導する必要があると考える。 具体例として賛助会員を増やし、受取会費を増額することが挙げられる。外国人の雇用が多い業種へのアプローチなど、団体会員増加に向けた取組みが必要と考える。</p>	<p>新たに、賛助会員に音声翻訳機の貸出、団体会員に講演会等の参加費割引等の特典を設け、会員の確保を図っている。</p>
158	文化振興・文化財活用課	<p>45 山形県芸文美術館運営費補助金 (1) 使用料収入の増大に向けて 当補助金は運営費補助であり、当該交付先の維持・存続を補助する前提として、自主財源確保のための取組みについて指導する必要があると考える。 具体例として、ギャラリーの使用料収入の増加に向けた利用率向上が重要である。利用率は春から夏にかけて低い傾向にあるため、潜在ニーズの掘り起こしを今後とも継続することが必要である。</p>	<p>近隣ギャラリーの閉店により、展示即売会としての新たな需要ができたこと、学生や村山地域外の団体、華道、茶道の勉強会、行政主催の展示会等新たなニーズの掘り起こしに努めており、利用率の向上を図っている。</p>

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する措置

監査テーマ: 補助金に係る事務の執行について

報告書ページ	所管課	監査結果に添えて提出された意見	措置の内容
162	文化振興・文化財活用課	<p>47 県民文化振興事業費補助金 (1) 使用料収入の増大に向けて 当補助金は運営費補助であり、当該交付先の維持・存続を補助する前提として、自主財源確保のための取組みについて指導する必要があると考える。 具体例として、ギャラリーの使用料収入の増加に向けた利用率向上が重要である。利用率は春から夏にかけて低い傾向にあるため、潜在ニーズの掘り起こしを今後とも継続することが必要である。</p>	<p>近隣ギャラリーの閉店により、展示即売会としての新たな需要ができたこと、学生や村山地域外の団体、華道、茶道の勉強会、行政主催の展示会等新たなニーズの掘り起こしに努めており、利用率の向上を図っている。</p>
169	スポーツ振興・地域活性化推進課	<p>50 スポーツ振興21世紀協会運営体制強化事業費補助金 (1) 21世紀協会の経営状況について 交付先は2期連続して大幅赤字を計上し、近く債務超過及び資金不足の状況に陥ることが懸念される。この場合、公益性があると認めて補助金を交付している交付先が事業を継続できない可能性があり、その上にトップチームとして存在するモンテディオ山形の事業継続性にも影響を与える可能性がある。 県は、当該補助の他に毎年20百万円を正会員費として負担し支援を行っており、これらを含めて、今後どのように事業を継続していくのか、全体的な検討が必要である。</p>	<p>市町村応援デーのモンテディオ山形への負担金について、令和2年度から、入場者数に応じた負担から定額負担とし、赤字とならないよう見直しを実施した。 令和2年度補正予算事業において、県内のプロスポーツ全般への支援に係る事業を受託するなど、自主財源の確保について指導している。</p>
189	6次産業推進課	<p>55 やまがた食産業クラスター協議会運営費補助金 (自立的な経営に向けた助言指導の実施について) 補助先が自立的な経営に向けて努力することで、運営費補助の金額を抑制することができ、最少の経費で補助効果を得ることが可能となる。よって、県は、交付先が実施する事業に係る受益者から負担金を徴収するなどの自主財源確保の取組みや効率的な運営等について助言指導を行う必要がある。</p>	<p>令和2年4月、令和2年度補助金交付申請書提出時等において、受益者負担等について助言指導を行い、一部の事業について、受益者から負担金を徴収することとした。</p>
191	県産米ブランド推進課	<p>56 米需給調整推進費補助金 (1) 定額補助の見直しについて 当補助金は平成28年度から平成30年度まで定額となっているが、当該金額の算定根拠に合理性はないものとする。 定額補助は、補助金ありきの経費支出につながる可能性があるため、適切な補助対象経費の積み上げにより補助金の必要額を決定し、その範囲内で金額を決定することが必要であるとする。</p>	<p>令和3年度から、当補助金について、補助対象経費の積み上げを行うことで補助金額を積算している。</p>
75	子ども保育支援課	<p>11 私立学校教職員研修事業費補助金 (1) 有効性・公平性の検証について 当補助金は、県内全域の私立幼稚園等の教職員を対象とする研修事業に対する補助であるが、庄内地方からの参加人数が少なく、県内全域の教職員の資質向上という観点から、有効性や公平性に欠けるおそれがある。 現在の補助額で実施可能な研修回数によって公平性が保てないのであれば、増額などの議論も行った上で、より目的達成に近づけるような補助金とすることが望まれる。</p>	<p>令和元年10月に山形県私立幼稚園・認定子ども園が庄内・最上会場で研修を開催した。</p>

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する措置

監査テーマ: 補助金に係る事務の執行について

報告書ページ	所管課	監査結果に添えて提出された意見	措置の内容
202	園芸農業推進課	<p>59 園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金 (2) 消費税本則課税事業者の確認結果の明記について 事業主体が消費税本則課税事業者か、簡易課税事業者又は免税事業者かについて、事業実施計画承認の段階でヒアリングにより確認しているが、実施計画等に明記されていない。 補助金額の確定、確認検査等でも必要となるため、事業実施計画書の各人別情報の記載箇所等にこれらの情報を明記することが必要であると考え。</p>	<p>令和2年2月19日に「令和元年度園芸関係補助事業担当者会議」を開催し、課税区分に応じた補助金額の算定をするよう指導した。 また、事業実施要領様式に課税区分確認欄を設定した。</p>
100	中小企業振興課	<p>23 信用保証協会保証料補給補助金 (1) 補助金交付の除外要件に関する必要性の検討 当補助金は、県が行う商工業振興資金融資制度を前提とするものであるが、補助金交付要綱および県商工業振興資金融資制度要綱集に、適化規則第6条の2で定める「補助金等の交付の除外要件」いわゆる暴力団排除の条項が規定されていない。 当補助金交付の前提となる県商工業振興資金融資制度要綱において、当該規定を明記する必要があると考える。</p>	<p>県商工業振興資金融資制度要綱において、暴力団関係者に該当する場合は融資を受けられない旨規定するとともに、認定申請時に「暴力団関係者でないことの誓約書」の提出を求めるとした。</p>
176	農業経営・所得向上推進課	<p>51 公益財団法人やまがた農業支援センター活動強化事業費補助金 (3) 消費税仕入控除税額に係る事項の補助金交付要綱への明記について 51(2)に記載したとおり、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金交付要綱に規定されていない場合でも、県から補助事業者等に積極的に確認することにより仕入控除税額と補助金交付の重複を防止することはできる。 しかし、確認することを失念する可能性を防止し、仕入控除税額がないことを文書により確認することができるように、補助金交付要綱に補助金に係る消費税仕入控除税額について報告を求める条項等を記載することを検討されたい。</p>	<p>事業実施主体である(公財)やまがた農業支援センターに対する当補助金の令和2年度交付要綱から、消費税仕入控除税額について規定した。</p>
179	農業経営・所得向上推進課	<p>52 山形県農業法人人材確保・育成支援事業費補助金 (3) 消費税仕入控除税額に係る事項の補助金交付要綱への明記について 52(2)に記載したとおり、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金交付要綱に規定されていない場合でも、県から補助事業者等に積極的に確認することにより仕入控除税額と補助金交付の重複を防止することはできる。 しかし、確認することを失念する可能性を防止し、仕入控除税額がないことを文書により確認することができるように、補助金交付要綱に補助金に係る消費税仕入控除税額について報告を求める条項等を記載することを検討されたい。</p>	<p>事業実施主体である(一社)山形県農業会議に対する当補助金の令和2年度交付要綱から、消費税仕入控除税額について規定した。</p>
192	県産米ブランド推進課	<p>56 米需給調整推進費補助金 (3) ソフトウェアの財産管理に係る条項の補助金交付要綱への追加について ソフトウェアの導入等により効用が増加する場合、補助事業完了後も財産として管理し、財産処分を制限することが必要であると考え。 県は、ソフトウェアの導入等についても、補助金交付要綱の財産処分の制限に係る条項に追加することを検討されたい。</p>	<p>令和2年度から、当該補助金交付要綱において取得財産等管理台帳の様式を新たに定め、本台帳に、ソフトウェアの導入等についても、財産管理の対象として整理することとしている。</p>

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する措置

監査テーマ: 補助金に係る事務の執行について

報告書 ページ	所管課	監査結果に添えて提出された意見	措置の内容
231	スポーツ保健課	<p>72 山形県中学校体育連盟補助金 (3) 軽微な変更の判定基準の補助金交付要綱への記載について 補助金交付要綱第4条第1項に定める軽微な変更 に該当するか否かの基準となる「補助事業に要 する経費の10分の2」という値が、補助対象事業全 体として判定すべきものなのか、補助対象となる事 業ごとに判定すべきものなのか、補助金交付要綱 の記載からは明らかでない。 県は、軽微な変更 に該当するか否かの判定につ いて、補助対象事業全体として判定するのか、ある いは補助対象となる事業ごとに判定するのかにつ いて、補助金交付要綱へ明確に記載する必要がある。</p>	<p>本補助金の令和2年度交付要綱第4条1項に おいて、「規則第7条第1項第1号に定める軽微 な変更は、別表の補助対象事業の区分におい て示す全補助事業に要する総経費の10分の2 を超える増減以外の変更とする。」旨を定めた。</p>
233	スポーツ保健課	<p>73 山形県高等学校体育連盟補助金 (2) 交付先を通じた最終受益者に対する速やかな 事業実施報告の指導について 当補助金の最終受益者となる高等学校、各種競 技団体から連盟に対する事業実施報告に、遅れや 内容の不備があり、連盟から提出される補助事業 実施状況報告書において、実施状況が正しく報告 されていなかった。 県は、交付先を通じて最終受益者に対して、事 業完了後速やかに事業実施報告書を提出するよう 指導することが望ましい。</p>	<p>令和2年5月20日に開催された第1回県高 等学校体育連盟連理事会において、県高等学校 体育連盟事務局から各専門部委員長に対し補 助金の会計処理について確認を行った。</p>
239	スポーツ保健課	<p>75 山形県競技スポーツ強化費補助金 (3) 軽微な変更の判定基準の補助金交付要綱への 記載について 補助金交付要綱第4条第1項に定める軽微な変 更に該当するか否かの基準となる「補助事業に要 する経費の10分の2」という値が、補助対象事業全 体として判定すべきものなのか、補助対象となる事 業ごとに判定すべきものなのか、補助金交付要綱 の記載からは明らかでない。 県は、軽微な変更 に該当するか否かの判定につ いて、補助対象事業全体として判定するのか、ある いは補助対象となる事業ごとに判定するのかにつ いて、補助金交付要綱へ明確に記載する必要がある。</p>	<p>本補助金の平成31年度交付要綱第4条1項 において、「規則第7条第1項第1号に定める軽 微な変更は、各補助事業毎に要する経費の10 分の2を超える増減以外の変更とする。」旨を定 めている。</p>
261	畜産振興課	<p>H15措置4 死亡牛BSE検査体制支援事業費補 助金 (1) 補助金交付要綱への仕入控除税額の確認に 関する条項の追加について 県では、仕入控除税額と補助金交付が重複しな いことを確認するため、毎年補助金交付団体の正 味財産増減計算書入手し、特定収入が5%以上 であることを確認している。しかし、特定収入を正味 財産増減計算書のみから正確に把握することは困 難であり、補助金交付要綱に「消費税及び地方消 費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金 の返還」に係る条項を追加することを検討され た。</p>	<p>令和2年度の補助金交付要綱から「消費税及 び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に 伴う補助金の返還」に係る条項を追加した。</p>
89	高齢者支援課	<p>18 軽費老人ホーム事務費補助金 (2) 統一されたチェックリストなどの利用の検討 各総合支庁の実績審査の方法には差異があり、 それぞれが実地調査に係るチェックリストを作成 しており、中にはチェックリストを用いない総合支 庁もあった。 県内どの実地検査も同一の水準で行うために は、チェックリスト等を使用し、フォーマットも統 一されることが望ましい。</p>	<p>令和元年度末に、当該補助金所管課におい てチェックリストを作成し、総合支庁へ通知し ている。</p>

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する措置

監査テーマ: 補助金に係る事務の執行について

報告書 ページ	所管課	監査結果に添えて提出された意見	措置の内容
103	中小企業振興課	24 小規模事業経営支援事業費補助金 (2) 実施報告審査に係る現地調査実施体制の検討 実績報告書に対する現地調査を担当者1名で1日のみ実施している総合支庁があった。 実績報告書に対する現地調査の実効性を高めるため、複数人で行うこととするなど実施体制の検討が必要であると考える。	原則として複数人による現地調査を行うこととした。
120	中小企業振興課	29 やまがたチャレンジ創業応援事業費補助金 (1) 補助金の実施報告に関する補助金交付要綱整備の検討 補助金交付要綱で交付先に提出を求めている収支精算書について、補助対象区分1行のみの記載であり交付された補助金に対する使途が具体的な実施報告とはなっていない。 収支精算書には、補助金交付要綱に規定されている経費区分ごとに金額を明記することが必要と考える。	令和2年度から補助金交付要綱で定める収支精算書を修正し、経費区分ごとに金額を明記することとした。
127	工業戦略技術振興課	31 慶應義塾大学先端生命科学研究所教育研究費補助金 (1) 現地調査の実施方法について 鶴岡市と共同で実施している中間検査及び確定検査の現地調査の結果について、復命書において確認書類の列記及び適正である旨の結果のみ報告されており、検査・確認項目について記載されていない。 現地調査の実効性を担保するため、検査・確認項目を記載したチェックリストを作成するなどして、現地調査にあたっていただきたい。	令和2年5月に、補助金の「現地調査調書」及び検査・確認項目を記載した「チェックリスト」を新たに整備し、令和元年度補助金現地検査(令和2年5月実施)より適用している。
172	スポーツ振興・地域活性化推進課	50 スポーツ振興21世紀協会運営体制強化事業費補助金 (3) 実績確認時における証憑書類の検証について 当補助金は人件費補助であるため、現地調査はなく実績報告書に添付されている挙証資料の確認のみとしている。挙証資料を確認したところ、対象者への送金の確認までは行っていなかった。実績確認時は送金の事実まで確認できる資料の入手が必要である。	令和元年度の実績確認時より、挙証書類として送金の事実を確認できる資料を添付することとし、確認を行っている。
194	県産米ブランド推進課	56 米需給調整推進費補助金 (4) 実績報告書に係る深度ある確認検査の実施について 一部の総合支庁において、当事業に従事する臨時職員に対する賃金の実際支出額と補助対象経費計上額が異なるものがあった。これは、複数の業務に従事するため業務日誌に基づき按分計算を行ったためであるが、県では、実績報告書に係る確認検査の際、当該差異について理由の聞き取り等を行わず、補助対象経費の算出過程を把握していなかった。 領収書等の客観的な証拠書類がない賃金等の科目に係る実績審査については、金額の根拠をより慎重に検討し、補助対象経費として適切かを確認する必要がある。	令和2年1月に、本事業の事務・権限の委譲先である各総合支庁の農業振興課の担当者を参集し、実績報告書の適正な確認検査を徹底するよう依頼するとともに、4月の実績審査で金額の根拠を確認した。

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する措置

監査テーマ: 補助金に係る事務の執行について

報告書 ページ	所管課	監査結果に添えて提出された意見	措置の内容
203	園芸農業推進課	<p>59 園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金 (4) 処分制限の対象となる財産の確認について 県では、補助金により導入した設備等について事業完了後の確認検査時に現物を目視確認し、事業実施の翌年度から5年間、事業実施状況報告を義務づけ財産の状況を確認しているが、当該期間経過後は、県から使用状況について積極的な確認は行っていない。 補助事業完了後、処分制限期間内に財産が処分され又は遊休化すると補助金の効果が失われてしまうため、県は、事務負担とのバランスを考慮した上で、定期的な利用状況の文書による確認や必要性・重要性に応じた現物調査等の実施、又は処分制限期間経過時点での確認を行うこと等を検討されたい。</p>	<p>令和2年4月1日付で「園芸大国やまがた産地育成支援事業実施要領の運用について」を改正し、耐用年数を経過するまでの間、報告及び審査することを明記した。</p>
238	スポーツ保健課	<p>75 山形県競技スポーツ強化費補助金 (2) 交付先団体に対する現地調査の実施及び調査結果の文書化について 県担当者が交付先へ出向き、補助事業の執行状況の確認等を行う現地調査は行われていなかった。 補助事業の実績確認については、補助対象経費等の実績確認を精緻化する観点から、原則として補助対象事業に係る証憑書類等(支出事実・内容を証明する領収証、帳簿等)については原本を確認するとともに、補助対象事業に係る執行状況について写真等によって確認を行うなど、補助対象事業の性質に応じた個別的な対応を実施し、現地調査における実施事項及びその結果について文書として保管することが望ましい。</p>	<p>令和2年11月より競技力向上・アスリート育成推進室職員が交付先団体に対する5年間分の現地調査を10団体に対して実施している。本補助金については、交付先が41団体、交付対象となる事業単位でみると約90事業にも及び、現地調査を行う人的資源にも限りがあることから、令和2年11月から3年間で全交付先団体に現地調査を実施する。</p>
242	スポーツ保健課	<p>76 山形県競技スポーツ強化費補助金(オフシーズン強化育成事業) (1) 交付先団体に対する現地調査の実施及び調査結果の文書化について 県担当者が交付先へ出向き、補助事業の執行状況の確認等を行う現地調査は行われていなかった。 補助事業の実績確認については、補助対象経費等の実績確認を精緻化する観点から、原則として補助対象事業に係る証憑書類等(支出事実・内容を証明する領収証、帳簿等)については原本を確認するとともに、補助対象事業に係る執行状況について写真等によって確認を行うなど、補助対象事業の性質に応じた個別的な対応を実施し、現地調査における実施事項及びその結果について文書として保管することが望ましい。</p>	<p>令和2年11月より競技力向上・アスリート育成推進室職員が交付先団体に対する5年間分の現地調査を6団体に対して実施している。本補助金については、交付先が約20団体にも及び、現地調査を行う人的資源にも限りがあることから、令和2年11月から3年間で全交付先団体に現地調査を実施する。</p>
64	税政課	<p>4 山形県軽油引取税特別徴収納税貯蓄組合補助金 (1) 補助金交付の効果測定に係る成果指標の設定の検討について 当補助金は、補助事業の内容が主に啓発活動であり、成果指標の設定が困難であるため、効果測定のための成果指標が設定されていない。 県は、補助金の交付により補助目的が達成又は推進されたことを具体的に示す成果指標を設定する、あるいは直接の補助効果を把握することは困難であっても、間接的・部分的に補助効果を示すと考えられる成果指標を設定し、補助金交付の有効性・必要性について検証していくことが望ましい。</p>	<p>令和3年度から下記のとおり成果指標を設定した。 ①軽油引取税の収入率100%の維持 ②不正軽油に係る脱税事案0件</p>

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する措置

監査テーマ: 補助金に係る事務の執行について

報告書 ページ	所管課	監査結果に添えて提出された意見	措置の内容
69	エネルギー政策推進課	<p>7 再生可能エネルギー発電事業等促進資金利子補助金 (1) 成果指標の見直し 現在の「再生可能エネルギー等新たなエネルギーの開発量」という成果指標のみでは、当補助金がどの程度影響して開発量が増加したのか測定することが困難である。 県は、例えば補助対象としている電源につき、補助を行っていない県の開発の進捗率との比較等、本県での補助の有効性を検証する他の成果指標を設定することが必要であると考えます。</p>	<p>令和元年度包括外部監査での意見や令和2年度に向けた事務事業の見直しに伴い行った再生可能エネルギー発電事業に係る利子補助金についての全国調査結果※を踏まえて、令和2年度から段階的に本補助事業を終了することとした。</p> <p>※補助を行っているのは7県(東北では本県のみ)で、補助制度を有していない県でも再生可能エネルギー設備の導入が進んでいる状況であった。</p>
73	しあわせ子育て支援課	<p>10 やまがた出会いサポートセンター負担金 (1) 深度のある効果測定実施の検討 現在、成果指標として「やまがた出会いサポートセンター登録会員数」を設定しているが、当補助金の最終目的は、県内男女の成婚組数の増加であると考えます。会員登録数も重要であるが、減少したとしても、成婚に至って退会している可能性もあり、退会の理由の分析が行われていない。 登録会員及び退会者の声(アンケートなど)をしっかりと分析の上、不要な部分が無いか、新たに必要部分が無いかを議論することにより、補助金をより効果的なものとするのが望まれる。</p>	<p>令和2年4月から登録会員及び退会者に対し登録のきっかけや退会理由等について内容を細分化したアンケートを実施している。集計結果は、センターをより効果的に運営し、交際組数や成婚の増加につなげるための参考としている。</p>
77	子ども家庭支援課	<p>12 ひとり親家庭生活応援給付金等事業費補助金 (2) 成果指標の設定について 目標を設定すべき性質の事業でないとの理由から効果測定のための目標値が設定されていないが、当補助金はひとり親の方に最終的に資格を取って、就職していただくという明確な目的のある補助金である。 資格取得率、就職率などを目標値として定めて市町村から報告を受け、補助金の効果測定を行っていくことが望まれる。</p>	<p>「第四次ひとり親家庭自立促進計画」(計画期間:令和3～7年度)において、高等職業訓練促進促進給付金を活用した資格取得者数の目標値を設定し、効果検証を行う。</p>
82	地域福祉推進課	<p>15 灯油購入費助成事業費補助金 (1) 成果指標の設定について 成果目標を設定するような事業でないため、目標設定をしていないとのことであるが、生活困窮世帯の生活の安定と経済的負担の軽減という明確な目的があり、有効性の検証が必要と考えます。 県は、市町村を通じて受給者からのアンケートを収集して分析を行うなど、当補助金が有効に利用されているかどうかについての分析を行うことや、公平性の観点から、補助を行う全ての市町村の該当者へ分け隔てなく情報が行き届いているかを確認するため、交付率を検証していくことが望まれる。</p>	<p>令和2年10月に、各市町村に対して、当該事業の実施状況に関するアンケート調査を実施し、当該事業に対する住民の反応や、事業対象世帯の把握方法や周知方法について確認した。 住民からは、助成に対する感謝の声や事業継続を望む声が多く寄せられている。 また、令和元年度補助金において、県が各市町村に交付決定した金額の執行率実績は約9割であった。引き続き、各市町村における対象世帯への個別通知や各種広報等により制度の周知が図られるよう、市町村に対して働きかけていく。</p>
87	医療政策課	<p>17 山形県医師会事業費補助金 (2) 成果指標の設定について 事業目的が広範囲に及ぶため、目標設定をしていないとのことであるが、補助対象事業は交付先における一部事業に限定したものである。 県は、医師の研修事業に対する満足度や意見などのアンケートを収集し、これを分析して効果の測定を測るなど、補助対象事業に応じた成果指標を設定することを検討されたい。そうでなければ、補助金を継続する合理的な理由を、文書として残すことを検討されたい。</p>	<p>令和2年から、補助金交付要綱制定時に、事業計画の各項目において成果指標を設定し達成状況の報告を求めることとした。</p>

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する措置

監査テーマ: 補助金に係る事務の執行について

報告書ページ	所管課	監査結果に添えて提出された意見	措置の内容
89	高齢者支援課	<p>18 軽費老人ホーム事務費補助金 (1) 深度のある効果測定実施の検討 当補助金が、軽費老人ホームへの運営費補助として必要かどうかは、この補助金が交付されることにより県内の軽費老人ホームが正常に運営できているか否かにある。 毎年運営状況についての調査を行い、補助額の見直しや継続などについて見直しを行っていくべきであり、例えば補助対象となる施設の収支決算書进行分析して、現状の補助額の妥当性や有効性を測ることなどが考えられる。</p>	<p>令和2年度から当該補助金所管課において、例年5月に行われる実績報告確認の際に、収支決算書により収支の黒字化等の補助金の妥当性を確認している。</p>
112	中小企業振興課	<p>26 経営基盤強化体制整備事業費補助金 (1) 補助金の効果測定における成果指標の検討 県では、平成30年度の成果指標として新規創業支援件数と経営革新支援件数の合算値を設定している。しかし、合算値を成果指標とすると、それぞれが他の数値の達成率を打ち消し合い、当該指標に直接関連する事業に対する効果が正しく測定できないものとする。 補助金にかかる対象事業が多岐にわたる場合には、重要な事業ごとの成果指標を複数設定し効果測定を行うことも検討すべきである。</p>	<p>令和元年から新規創業支援件数と経営革新支援件数は成果指標を分けて設定している。</p>
130	工業戦略技術振興課	<p>32 山形県産業技術振興機構運営費補助金 (1) 成果指標の設定について 当補助金は団体運営費補助であり、直接的な成果はないことから、県では成果指標として、外部資金の管理法新規件数を設定している。交付先は県内企業の技術・製品開発力及び付加価値向上を目的として研究開発補助・技術者育成等のため活動している団体であり、当該運営費補助は間接的に貢献しているものとする。 よって、当該交付先に対する他の補助金で設定している成果指標も当補助金の成果指標として設定し、複数の成果指標をモニタリングし、総合的に当補助金の有効性を検討することが必要と考える。</p>	<p>令和3年度における補助金から新たな成果指標として、「有機ELエレクトロニクスの応用製品の開発に取り組む企業数」を設定する。 今後も当該交付先の実施事業を勘案しながら、適切な成果指標を設定していく。</p>
153	国際人材活躍・コンベンション誘致推進課	<p>43 山形県国際交流協会事業費補助金 (1) 成果指標の設定について 現状、指定管理者となっている国際交流センターと切り離して、国際交流協会単独として考えた際に、具体的な成果指標の設定が困難であるとの理由から、成果指標を設定していない。 しかし、終期が設定されておらず効果測定が重要であることから、HPのアクセス数、賛助会員数など、事業内容に照らして成果指標を設定し、効果を測定することが必要であるとする。</p>	<p>令和3年度までに、団体会員を50団体に、個人会員を120名に、学生会員を20名にそれぞれ増やす成果指標を設定している。</p>
178	農業経営・所得向上推進課	<p>52 山形県農業法人人材確保・育成支援事業費補助金 (1) 成果指標の設定について 当補助金の成果指標として「農業法人数(認定農業者数)」を設定している。しかし、当補助金を含むプロジェクトの方向性として「経営力の向上」と「農業経営の法人化」を掲げていることから、前者に対応する成果指標として、経営力向上の結果である「法人の売上高増加」に関する情報も追加設定し、補助金の有効性を検討することが必要であるとする。</p>	<p>事業実施主体である(一社)山形県農業会議が制定する令和元年度実施要領において、事業の募集要件として売上高の増加目標を規定しており、県に対する成果報告を基に令和2年度当補助金の有効性を検討した。</p>

令和元年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する措置

監査テーマ: 補助金に係る事務の執行について

報告書 ページ	所管課	監査結果に添えて提出された意見	措置の内容
189	6次産業推進課	<p>55 やまがた食産業クラスター協議会運営費補助金</p> <p>(1) 成果指標の設定について 当補助金について、運営費補助であることを理由として成果指標が設定されていない。 運営費補助であっても、補助金である以上、目的の公益性と補助の必要性があるか、補助が有効かどうかについて継続的に評価することが必要である。補助の効果を測定するための定量的な指標を設定して、効果測定及び評価を行うことを検討されたい。</p>	<p>令和2年3月令和2年度補助金交付要綱制定において、交付申請書添付書類に「成果目標」を記載させることとした。今後、事業実績の確認等により、補助効果の測定及び評価を実施する。</p>
224	庄内総務課連携支援室	<p>68 山形県離島航路補助金</p> <p>(1) 成果指標の設定について 現状、対象年度欠損額への補助であることを理由に成果目標を設定していない。 当航路は国からも支援を受けており、国の事業としては、旅客人数を目標に設定し毎年事業評価が行われている。よって、県は、これらを参考に当補助金の成果指標を設定することが望ましい。</p>	<p>令和2年4月1日から、効果測定として、国と同様、航路確保維持協議会の事業評価(目標、実績及び分析)の提出を求めるよう補助金交付要綱の見直しを行った。</p>